

平成22年

第4回市議会定例会 議案第15号

函館市奨学金貸与条例の一部改正について

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月3日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

函館市奨学金貸与条例（昭和26年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」を「第10条第1項もしくは第3項」に、「を廃止されたとき」を「の貸与を廃止されたとき（当該奨学生の非行により廃止事由に該当して廃止されたときを除く。）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 奨学生は、第10条第1項または第3項の規定により奨学金の貸与を廃止されたとき（当該奨学生の非行により廃止事由に該当して廃止されたときに限る。）は、直ちに貸与された奨学金の全部を返還しなければならない。

3 奨学生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに貸与された奨学金の返還未済額の全部を返還しなければならない。

(1) 貸与された奨学金の返還を1年間怠つたとき。

(2) 奨学金の貸与に係る申請の内容に偽りがあつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸与の条件に違反したとき。

第8条中「奨学金を」を「，貸与された奨学金を前条第1項に規定する期間内に」に改める。

第10条を次のように改める。

（奨学金の廃止，休止および減額）

第10条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、

奨学金の貸与を廃止するものとする。

- (1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
 - (2) 傷病等により学業を続ける見込みがなくなつたとき。
 - (3) 奨学金の貸与に係る申請の内容に偽りがあつたとき。
 - (4) 前号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸与の条件に違反したとき。
- 2 教育委員会は、奨学生が休学したときは、奨学金の貸与を休止するものとする。
- 3 教育委員会は、奨学生の学業成績または性行が不良になつたときは、奨学金の貸与を廃止し、もしくは休止し、または奨学金を減額するものとする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(奨学生であつた者の義務)

第13条 奨学生であつた者は、氏名、住所または職業に異動が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条、第8条、第10条および第13条の規定は、この条例の施行の日以後に選定された奨学生について適用し、同日前に選定された奨学生については、なお従前の例による。

(提案理由)

申請内容に偽りがあつたとき等に奨学金の貸与を廃止することとし、奨学金の全部を直ちに返還させるための規定を設け、奨学生であつた者に対する届出義務を定め、および規定を整備するため